

# 兵庫県立大学高度産業科学技術研究所規程

## (設置)

**第1条** 高度な産業科学技術研究を行うため、高度産業科学技術研究所（以下「研究所」という。）を置く。

## (業務)

**第2条** 研究所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高度な産業科学技術研究及び教育に関すること。
- (2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- (3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- (4) 地域の企業及び試験研究機関等との研究交流に関すること。
- (5) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

## (所長)

**第3条** 研究所に、研究所長（以下「所長」という。）を置く。

- 2 所長は、学長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

## (運営委員会)

**第4条** 研究所の円滑な運営を行うため、研究所教授会のほか、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

## (補則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。